

尼崎市危険空家等対策審議会条例

平成27年3月6日

条例第9号

(設置)

第1条 尼崎市危険空家等対策に関する条例(平成27年尼崎市条例第8号)第10条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市危険空家等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。